

令和8年度能代市監査計画

1 基本方針

本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的として、能代市監査基準に従い監査を実施します。

監査の実施に当たっては、事務の執行が適正かつ正確に行われているか、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、事務処理で法令等に違反するものはないか、内部統制が有効に機能しているか等の視点から、違法や不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いた監査に努めます。

なお、今年度は、次の事項を重点項目として監査を実施します。

(1) リスクの識別と対応状況について

本市においては、地方自治法に定める内部統制制度が努力義務とされており、組織的なリスク対応の評価制度は導入されていませんが、一定の内部統制は存在していると考えられます。これまでの監査委員による指摘や他団体における事務ミス等をリスク対象として、各課におけるリスク評価と対応策が現状に応じた適切なものであるか調査するとともに、7年度の監査委員による指摘事項がリスク対応策に反映されているか確認し、各課の内部統制の状況を検証します。

(2) 補助金等の交付基準について

本市が交付する補助金等においては、交付要綱等によって補助対象となるものを定めておりますが、これらが補助金等の公平性、公益性を判断する基準として明確なものとなっているかを検証します。また、交付事務の適正性等について財政援助団体等監査の中で確認します。

(3) 準公金（市で事務局をもつ団体の会計）の取扱いについて

7年度に続き、各課が職務上の必要性から各種団体の事務局を引き受けた場合の会計事務について、内規である「市で事務局をもつ団体の取扱」に従った適正な処理が行われているか確認します。

2 監査等の種類及び対象

(1) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼とします。

一般会計・特別会計については、財政状況及び予算の執行状況が適正かつ効率的であるか審査します。

公営企業会計については、経営の基本原則である企業の経済性を発揮しながら、公共の福祉を増進するよう運営されているか審査し、経営戦略に基づいた財政見通しとなっているか確認します。

(2) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査し、前年度比率からの増減内容について調査、分析を行うこととします。

(3) 定期監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として監査を実施します。

定期監査では、施設の実地監査のほか、全課を対象に、財務事務全般について書類等を中心とした監査を実施します。

重点項目の「リスクの識別と対応状況について」、「補助金の交付基準について」、「準公金（市で事務局をもつ団体の会計）の取扱いについて」は、前期定期監査において実施します。

また、公金管理の状況について、実地で監査を実施します。

(4) 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体から抽出し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼として、実地を含めて監査を実施します。

(5) 例月出納検査

会計管理者並びに水道事業等及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の現金の出納事務が正確に行われているか検査します。支出事務においては、支払遅延の状況を調査します。

(6) 随時監査

本市または他の地方公共団体で問題となった事件・事故等に関して懸念される事案については、必要に応じて監査を実施します。

3 実施上の留意点

(1) 令和8年度の監査は、本計画に基づき実施し、必要に応じて実施要領を別に定めます。

(2) 監査を終了したときは、速やかにその結果を決定し、報告、意見等を提出するとともに、ホームページ等でその結果を公表します。

(3) 定期監査等の結果に対する改善措置状況について、市長部局、各行政委員会等から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表します。

4 実施（予定）期間及び実施体制

(1) 実施（予定）期間

一般会計・特別会計 決算審査 (令和7年度分)	6月～8月 ・6月～7月 ・7月 ・8月下旬	関係書類等審査 決算審査に係る聞き取り 意見書提出
企業会計決算審査 (令和7年度分)	6月～8月 ・6月～7月 ・7月 ・8月下旬	関係書類等審査 決算審査に係る聞き取り 意見書提出
健全化判断比率等審査 (令和7年度分)	7月～8月 ・7月～8月 ・8月下旬	関係書類等審査 意見書提出
定期監査 (令和8年度分)	【前期（4月～9月）】 ・4月～9月 【後期（9月～1月）】 ・9月～1月 ・10月～11月 ・1月 ・2月中旬	関係書類等監査 関係書類等監査 実地監査（市施設、学校等） 定期監査に係る聞き取り 報告書提出
財政援助団体等監査 (令和7年度分及び 8年度分)	8月～1月 ・8月～9月 ・9月～11月 ・1月 ・2月中旬	関係書類等監査 実地監査（財政援助団体、 指定管理施設等） 財政援助団体等監査に係る 聞き取り 報告書提出
例月出納検査	毎月	
随時監査	監査委員が必要と認めたとき	

(2) 実施体制

監査委員が監査等を実施し、事務局職員が補助します。